

奈良県告示第百七十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和五年八月一日

奈良県知事 山下 真

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人康仁会西の京病院	奈良市六条町一〇二番地の一	令和八年七月三十一日